

## 第13回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 平成30年4月3日（火） 13:30～14:30

2. 場 所 中央合同庁舎第8号館6階623会議室

3. 出席者 内閣府原子力委員会

岡委員長、佐野委員、中西委員

内閣府原子力政策担当室

林参事官、島上参事官、川渕企画官

文部科学省原子力課

清浦原子力課長、上田補佐

資源エネルギー庁核燃料サイクル産業課

覚道核燃料サイクル産業課長、加賀補佐

外務省不拡散・科学原子力課

松田補佐

4. 議 題

(1) プルトニウム利用の考え方について（文部科学省、資源エネルギー庁、外務省）

(2) 使用済燃料再処理機構の使用済燃料再処理等実施中期計画の変更について（資源エネルギー庁）

(3) その他

5. 配布資料

(1-1) 研究開発用プルトニウムの利用に関する考え方について（文部科学省）

(1-2) 我が国におけるプルトニウムの管理・利用について（資源エネルギー庁）

( 2 ) 使用済燃料再処理機構の使用済燃料再処理等実施中期計画の変更について  
参考資料

(1-1) 日本のプルトニウム利用の現状と課題

(1-2) 我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方について

## 6. 審議事項

(岡委員長) それでは、時間になりましたので、ただいまから13回原子力委員会を開催いたします。

本日の議題は、1つ目がプルトニウム利用の考え方について、2つ目が使用済燃料再処理機構の使用済燃料再処理等実施中期計画の変更について、3つ目がその他です。

本日の会議は14時半を目途に進行させていただきます。

それでは、事務局から説明をお願いします。

(林参事官) それでは、議題1でございます。議題1はプルトニウム利用の考え方についてでございます。

原子力委員会では、1月16日の第1回定例会においてプルトニウム利用の現状と課題についての議論を行い、今後我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方についてのアップデートも含め、プルトニウム利用の今後の在り方について議論することとしています。関連する資料として、利用と現状の課題についてと基本的な考え方については、参考資料1-1と1-2にお付けをしております。

これに関連して、これまで日本原燃、電事連等のヒアリングを行ってきたところです。今回は関係省庁からのヒアリングとして、当委員会が作成したプルトニウム利用の現状と課題。参考資料1-1になりますが、こちらに対する意見を伺っていきたくております。このため、本日は文部科学省原子力課から清浦課長及び上田補佐、資源エネルギー庁核燃料サイクル産業課から覚道課長及び加賀補佐、外務省不拡散・科学原子力課から松田補佐に御出席を頂いております。

それでは、まず文部科学省、続いて資源エネルギー庁からそれぞれ10分ぐらいずつ御説明をお願いします、その後、質疑応答をいたしたいと思っております。よろしく申し上げます。

(清浦課長) 文部科学省原子力課の清浦でございます。

それでは、資料第1-1に基づきまして御説明させていただきます。

研究開発用プルトニウムの利用に関する考え方でございますけれども、まず、基本的な考え方として3点挙げてございます。原子力機構の施設に保管されているプルトニウムの利用目的は、国の原子力政策に沿った研究開発の実施でございます。それから、我が国が核燃料サイクル政策を堅持する以上は、核燃料サイクルに関する研究開発の継続は必須になります。3点目は、「研究開発」と「商用利用」の相違点について、1番目として、長期的かつ詳細

な利用計画を立てることが難しいこと、2番目として、研究開発を継続するためには、研究材料としてのプルトニウムを保有することが不可欠であるというところでございます。

次に、原子力機構の状況でございます。

原子力機構の施設に保管されているプルトニウムにつきましては、包括的保障措置協定のもとでIAEA保障措置の厳格な適用を受けております。プルトニウム利用について国際的に疑念を持たれたことはございません。

それから、原子力機構の東海再処理施設につきましては、既に廃止が決定されているため、今後原子力機構が同再処理施設を用いてプルトニウムを分離・回収することはございません。

また、現在、政府の高速炉ワーキンググループにおきまして今後の高速炉開発に関する方針が議論されており、原子力機構のプルトニウムにつきましては、高速炉サイクルに係る研究開発への活用が想定されます。さらに、将来的な民間ニーズを踏まえた研究への活用等、研究開発が有する情勢の変化に機動的に対応することが必要であるという性格に配慮しつつ、柔軟に対応できるようにすることが重要と考えております。

最後に文科省の対応でございますけれども、研究開発用プルトニウムの利用方針につきましては、原子力機構の監督官庁である文科省としても厳格に指導していく、また、その利用方針は原子力委員会において妥当性を確認いただけるよう報告することとしたいと考えております。

その際、研究開発用のプルトニウムの性状等を踏まえた対応が必要になることから、透明性確保の観点も踏まえつつ、原子力機構に対して現状を的確に把握した上で、研究開発目的の検討を行うように指導してまいりたいと考えてございます。

以上です。

(覚道課長) それでは、続きまして、資料1-2に基づきまして資源エネルギー庁の方から御説明をさせていただきます。

ページをおめくりいただきまして、最初のページですけれども、プルトニウムの適切な管理と利用ということで、我が国が核不拡散に貢献をし、また、国際的な理解を得ながらプルトニウムを適切に利用するためにも、「利用目的のないプルトニウムを持たないという原則」をしっかりと堅持するということが必要だというふうに考えております。

具体的には、IAEAの厳格な保障措置の受入れ、それから、電力事業者がプルトニウム利用計画を公表して、その妥当性を原子力委員会に確認を頂くということ。そして、一昨年の5月に成立をいたしました再処理等抛出金法に基づきまして、使用済燃料再処理機構が再

処理量ですとかあるいはMOX燃料の加工量を記載した実施計画というものを策定し、原子力委員会の意見をお聞きをし、十分に斟酌して経済産業大臣がこの計画を認可するというスキームになっております。これを通じて経済産業大臣がプルトニウムの回収量をコントロールすると、こういう仕組みができておりますので、以上のような仕組みを通じてプルトニウムの適切な管理と利用を図っていくということが重要だというふうに考えております。

下半分のところは今申し上げました3番目の再処理等抛出金法のスキームを概念で整理したもので、一昨年の10月にこのえんじ色のところですが、使用済燃料再処理機構というのが設立をされております。こちらが再処理ですとかMOX燃料の加工にかかわるような実施中期計画というのを策定します。それから、本日の2番目の議題でも御議論いただきますけれども、既に実施中期計画は策定をしておりますけれども、六ヶ所の再処理工場、MOX加工工場がまだ竣工まで時間があるということで、具体的な再処理量ですとかMOXの加工量というのは現在の実施中期計画にはまだ書かれておりませんが、将来的にそうした定量的な内容も盛り込んだ計画にするということです。

いずれにしても、将来的にはそうした定量的な計画を策定し、それを原子力委員会の意見を斟酌した上で経済産業大臣が認可をする、こうしたスキームを通じて利用目的のないプルトニウムを持たない、こういう原則がしっかりと堅持をされるようにしていくということでございます。

次のページは関連条文ということで、今申し上げました法律のスキームに該当する部分を抜き出したものでございます。実際に利用目的のないプルトニウムを持たないという原則を実施中期計画の認可でどのように確保するのかという部分については、法律の条文ではなくて附帯決議の形で担保をされているということでございます。

この一番下のところ、参議院での附帯決議を抜粋してございますが、衆議院でも同様の附帯決議がなされております。「(「利用目的のないプルトニウムは持たない」との原則)に反する中期実施計画は認可しないものとするとともに、原子力の平和利用やプルトニウムの需給バランス確保の観点から、原子力委員会の意見を聴き、その意見を十分に斟酌して認可の適否を判断すること。」、こういうふうにされてございます。

次のページは、これは原子力委員会の方からも出されております、内閣府の方からも出されておりますプルトニウムの管理状況ということで、平成28年末時点で47トンですが、27年末の時点に比べプルサーマルの実施等で約1トン減少したということでございます。

次、4ページのところですけれども、これは電事連の方からも御説明があったかと思えますけれども、プルサーマルによるプルトニウムの利用状況ということでございます。

これまで再稼働の進展によりまして、高浜3、4号機、伊方3号機、それから、先ごろ玄海3号機でプルサーマルの形で再稼働がなされたということです。電事連の方では平成28年3月時点で16基から18基での実施を計画しているということで表明をしてございますけれども、先般のこちらでのヒアリングでも改めてその旨お話があったというふうに承知をしております。その他、6基のプルサーマルを予定している炉について原子力規制委員会の新規制基準での適合性審査を受けているというふうに承知をしてございます。こうしたプルサーマルの実施を通じてプルトニウムの利用をしっかりと図っていくということが重要だというふうに考えております。

また、プルトニウム利用計画の策定・公表につきましては、六ヶ所再処理工場が実際に竣工するまで、操業開始時期の見通し等を踏まえて実際に竣工するまでの間に公表するということとされております。

その次の5ページのところになりますけれども、こうした状況を受けて政府の取組状況ということですが、使用済燃料対策推進協議会、最初の項目ですが、これは平成27年から開催をしておりますものですが、これは平成27年から開催をしておりますものですが、原子力事業者のトップと経済産業大臣からなる協議会でございまして、使用済燃料の貯蔵能力の拡大に向けた取組の強化に向けて、電力業界の方でしっかりと取り組んでいただくということで計画をつくったりという取組を進めておりますけれども、そうした場でも使用済燃料の貯蔵能力拡大に加えまして、プルトニウムバランスの確保において重要なプルサーマルの早期かつ最大限の導入というのを経済産業大臣の方から事業者に要請をしているところでございます。

また、本年1月から総合資源エネルギー調査会の原子力小委員会の方で原子力についての現状、課題等について議論を行ってきておりますけれども、その中でも3月6日に核燃料サイクルについても議論を行いました。

そこで、出席された委員の先生方等からいただいたコメントを抜粋してございます。プルサーマルを含めた核燃料サイクルを安全かつ確実に機能させることは、プルトニウムバランスについて国際理解を得るなど、我が国の原子力エネルギー政策にとって最も重要な課題であるといったこと。それから、再処理等拠出金法で国がプルトニウムバランスについて関与する仕組みができたことは重要だといったこと。それから、プルサーマルの推進あるいはプルトニウム在庫を減らしていくための努力をしていくと、これは電力業界からのコメントと

ということですが、また、プルサーマルについて政府や国は一步前を出て、個別の事情やニーズに応じた地元の支援策を講じる必要がある、こういったような意見が出されてございます。

これを受けまして次のページですけれども、政府の取組状況の続きとしまして、3月20日に中間的な議論の集約的なことを行っております。その中でも、核燃料サイクルについて幾つか大きな課題がある中の一つとして、プルトニウムバランスの確保というのを掲げてございます。プルサーマルの着実な推進、また、そのための地元理解をしっかりと進めていくということ、それから、国がプルトニウムの回収量をコントロールできる仕組み、先ほど申し上げました再処理等拠出金法による仕組みですけれども、これをしっかりと開始をして運用していくということが重要であるというふうに取りまとめられているところでございます。

こうした取組を通じて、しっかりとプルトニウムの回収と利用のバランスを図ることを通じて、利用目的のないプルトニウムは持たないという原則をしっかりと堅持していけるようにしていきたいというふうに考えております。

資源エネルギー庁からは以上でございます。

(岡委員長) ありがとうございます。

それでは、質疑を行います。佐野委員からお願いします。

(佐野委員) 御説明ありがとうございます。

今回の各省庁からのヒアリングの目的は、冒頭、林参事官の方から申し上げたように原子力委員会が1月16日に策定した「日本のプルトニウム利用の現状と課題」についての御意見を伺いたいという趣旨です。皆さん御自分のつくられた資料で説明されたため必ずしもよくわからないところがあるのですが、ポイントを言いますと、この日本のプルトニウム利用の現状と課題の3ページ目に商業用のプルトニウムについて、それから、研究用については、4ページ目及び5ページ目にありますが、それについての両省の反応を手短にお願いしたいと考えます。

それから、質問ですけれども、文科省の1枚紙の中で、JAEAの保管しているプルトニウムについては、保障措置の観点から利用について国際的に疑念を持たれたことはないと思いますが、そうなのでしょう。他方、核セキュリティの観点から懸念が出されたことはあるのでしょうか。差し支えない範囲でお答えいただければと思います。

それから、「原子力委員会において妥当性を確認いただけるよう報告すること」とありますが、この報告というのは事後報告じゃないでしょうか。事前に協議していただけるというふ

うに理解していますけれども、どうでしょうか。とりあえずそのあたりをお願いいたします。(覚道課長) 先に資源エネルギー庁の方から佐野委員の1点目の御質問についてお答えいたします。

こちらの1月16日の資料に書かれております考え方の案ということだと思っておりますけれども、これにつきましては、まさに本日御説明を申し上げました抛出金法の使用済燃料再処理機構の実施中期計画の認可のスキームにある意味、相当する考え方だというふうに認識をしております。電事連の方で今後プルトニウムの利用計画をまた改定されるということになるというふうに承知をしております、それがまさに一定期間でのプルトニウムの利用ということに相当すると考えております。

抛出金法の方では、そのプルトニウムのバランスをしっかりと原子力委員会の意見も斟酌をしながら、経産大臣が認可をするという際に、プルトニウム利用計画をまさに見て、それにある意味、応じた再処理あるいはMOX燃料の加工の計画になっているかというところを見ながら認可をするということで、御提案のあった考え方を具体的に担保するような形になるのではないかというふうに考えております。したがって、大きな考え方として異論はないということでございます。

以上でございます。

(岡委員長) 文科省さん、いかがですか。

(清浦課長) 1月16日付の原子力委員会のペーパーの研究開発用のプルトニウムに関して記載されております記述内容について、基本的な考え方につきましては、我々の考え方とも一致していると考えております。

また、御質問のあった点について、1つはニュークリア・セキュリティの話で懸念を示されたことはないかということでございます。知り得る限りでは、公式に懸念が示されたということはないと認識しております。

それから、文科省の対応のところ、指導というところがどうなのかということでございます。文科省は国立研究開発法人でございますJAEAの主務官庁でございます、主務官庁としての関与の在り方としては、中期目標を国が策定し、それを踏まえて法人の策定した中期計画を承認する、その過程でもって基本的には国として方針の適切性を見ていく、そういう関与の仕方があります。

もう一つ、行政指導ということは、仮に不適当なことがあった場合はできると認識しております。すみません、法律上の規定の詳細について今ここで具体的に述べる準備はできて

おりませんが、大きくはそういうことだと認識しておるところでございます。

それから、原子力委員会への確認の仕方の話でございます。ここは詳しいステップがまだ明確になっているわけではございませんので、どういう手続でやっていくかというところは、具体的にそのプロセスについて今ここでお答えすることはできないと考えております。

(佐野委員) ありがとうございます。

最後の点については、経産省の1ページ目ですか、「原子力委員会の意見を十分に斟酌し」というのがありますよね。これに基づいてやっていただくとありがたいと思います。それから、利用計画、利用方針についていつごろ原子力委員会に説明いただけるのかという点をお聞かせください。

それから、外務省の方にちょっとお聞きしたいのですけれども、研究用のプルトニウムについて国際的に疑念を持たれたことはないという文科省の説明ですけれども、研究用に限らず商業用も含めて核不拡散の観点から、国際社会からどのように見られているというふうに認識されていますでしょうか。

(上田補佐) 文部科学省でございます。

原子力機構のプルトニウムの利用方針についてでございますけれども、今原子力機構の中でも検討しているところでございます。また、我々の「基本的考え方」のところでも今、高速炉ワーキンググループの検討の議論ということも書かせていただいているところもあると思います。

いずれにしても、この方針ができたタイミングで、きちんとどのタイミングで報告するかということは、内閣府の事務局の方々も含めてよく御相談させていただければなと思ってございます。余り時間をかけてよいものではないということは承知しておるところでございます。

(松田補佐) 外務省からでございます。

国際的に申し上げますと、皆さん御承知のとおりですけれども、我が国の保有するプルトニウムを含む全ての核物質、これはIAEAの厳格な保障措置のもとでIAEAから平和的活動にあると、この結論を得ているものでございます。政府として今後プルトニウムの利用については、これの商用、そして、研究用両方ですけれども、国際社会に説得力のある説明をしていくことというのは極めて重要なことでありまして、この利用目的のないプルトニウムは持たない、この原則を引き続き堅持できるように適切に対応していくということだと存じております。

各国内にシンクタンクなど一部懸念の声というのがある、これは外務省としても承知しているところでございます。他方で今申し上げたとおり、この I A E A の拡大結論にしても、我が国としてしっかり利用目的のないプルトニウムは持たない、これを堅持するよう対応していくということ、こうしたことを各国、そして、国際社会に丁寧に引き続き説明していく、こういうことが極めて重要であると考えております。

以上でございます。

(岡委員長) よろしいですか。

それでは、中西先生、お願いします。

(中西委員) どうも御説明ありがとうございました。

プルトニウムにつきましては、非常に原子力政策で大切な項目の一つだと思いますが、もちろん透明性を確保するとか利用目的のないプルトニウムを持たないということは、商業用、研究用両方とも大切なことだと思うのですが、どう見ましても研究開発用よりも商業用の方が量は多いものですから、商業用の方について1つお願いといたしますか、確認をさせていただきたいのですけれども、先ほど資源エネルギー庁の方からプルトニウムバランスについて国が再処理等拠出金法で関与する仕組みができたということは、使用済燃料を処理して、それでまたMOX燃料に加工する、両方のことをきちんと進むように国がきちっと見守るといふか指導するということになるかと思いますが、そうしますと、次の議題ともかかわるかと思いますが、六ヶ所村の工場が今回も3年、2021年に再処理、22年ですか、3年後、4年後と稼働時期がずれたのですけれども、これをむやみにずらさないといふか、なぜずれたのかとか、やっぱり原因をきちんと押さえる必要があると思うのですね。その指導もきちんと国が責任持っていていろいろ指導するということと考えてよろしゅうございますか。一番のかなめだと思いますので、このサイクルを回せるかどうかということの。

(覚道課長) 日本原燃の六ヶ所の再処理工場、MOX工場につきましては、昨年12月に同社がそれぞれ3年程度竣工次期を延期するということを発表してございます。これは、今ずっと新規基準への適合性の審査というのが、これは原子力規制委員会の方で進められているところでありまして、その過程でいろんな安全対策として追加の対策が必要になったと。そのための対策工事等に時間がかかるということで、竣工時期の延期を表明されたということとあります。

おっしゃるように、プルトニウムといたしますか、核燃料サイクルの中核的な施設でありますので、しっかりと竣工して運転をしていくということは核燃料サイクルを進めていく上で

非常に重要だと思っております。ただ、基本的にはスケジュールといえますか、安全審査のプロセスにあるものですから、私どもとしては、規制庁の安全審査、規制委員会の安全審査にしっかりと対応して、それでしっかりと竣工していただくということが重要だろうというふうに考えております。そういう意味でのしっかりと審査に対応していくとか、あるいは昨年8月に再処理工場で雨水が非常用ディーゼル建屋に流入をして、そういった一連のトラブルを受けて、今、安全点検、安全管理にかかわる総点検というのは日本原燃がやられているわけですが、そうしたこともしっかりと行って、しっかりと安全を最優先にしつつ規制委員会の審査にも対応して、しっかりと竣工まで持って行ってもらうということが非常に重要だと思っておりますので、そのところは私ども法律的な権限があるわけではございませんけれども、原燃に対してはしっかりと竣工をしてもらうように伝えているというところでございます。

(中西委員) どうもありがとうございました。そうしますと、3年後にはきちんと稼働するという見込みであると考えてよろしいわけですね。

(覚道課長) 私どもとしては、そういうふうに期待をしているということでございます。

(岡委員長) 私も幾つか質問があるのですが、1つはプルトニウム利用のガイドラインといえますか、これを改定したいと思っているのですが、まず、フランス政府が2003年に再処理量は使用量とイコールにするという政府の方針をIAEAに報告しているのですね。ちょうど原子力委員会が「基本的考え方」を2003年につくったころだと思うのですが、日本は海外プルトニウムが随分たくさんたまってしまったという反省が必要だと思っていて、利用目的を持たないという大きな枠組みの中ですけれども、これから、もう少し具体的なことを今のフランスを参考に考えてはと思っているのですが、そのあたりについてエネ庁の御意見はいかがですか。

(覚道課長) 先ほども佐野委員からの御質問にもお答えをしましたが、まさに拠出金法による実施中期計画の認可のプロセスというのは、そのプルサーマルによるプルトニウムの利用をある意味、見通した上で、それに応じて再処理量、MOX加工量を認可するというプロセスですので、フランスのやられている考え方というのもある意味、日本としても類似のスキームになっているんじゃないかというふうに認識をしております。

(岡委員長) もう一つは、再処理機構の計画の変更が次の議題で出ますけれども、こういうふうに、意見を我々に求めていただくことで透明性の向上にとっても非常に役割を果たすと思うのですが、再処理機構はどちらかというとプルトニウムをつくる方のお仕事である

と。この間、原燃さんと電事連さんがおいでいただいたときに申し上げたのですけれども、つくる方を日本原燃という会社を電気事業者が集まって一緒にやっているのだから、使う方も協力して海外も含めて減らすということと一緒に協力して個別の電力会社に任せるんじゃないかと、やっただけないかというふうに申し上げたのですけれども、このあたりは、エネ庁さんとしてはどんなお考えですか。

(覚道課長) プルトニウム利用計画自身は電事連が各電力会社にいろいろ協力をして全体の計画をつくるということなので、まず、先ほど言いましたように六ヶ所がまた竣工するまでに今の現行のものは震災前のものでありますから、それを新しいプルトニウム利用計画、これは16基から18基というのは表明をされているわけですが、それを踏まえた新しい内容のものということだと思いますけれども、それを改定されるということなので、まずもってそうした取組を通じて、各社がもう完全にばらばらとやっているわけではなくて、しっかり電事連として束ねて、それぞれ各社はどのような計画で、全体としていつぐらいにどの程度のプルトニウムの消費ができるのかということの取りまとめをされているということなので、こうした取組自身、まずしっかり電事連として、業界全体として取組をされているということだというふうに考えていますし、実際の消費の部分は、まずはやはり各それぞれのプルトニウムについては各社が所有をしているということでもありますので、しっかりと再稼働、プルサーマルでの再稼働を進めていただいて、各社それぞれの分の消費をしっかりと進めていただくように努力いただくというのがまずは一義的には重要なのだろうというふうに考えております。

(岡委員長) もう一つちょっと関連してはありますが、海外のプルは非常に貯まっていますけれども、これも我々の保有するプルトニウムなので、国内だけでというわけにもなかなか説明が国際的にいかないところがある。これも消費を進めるべきではないかと電力会社さん、電事連さんに申し上げましたけれども、エネ庁さんも見解としてはどういう思いでしょうか。

(覚道課長) もちろんフランスについては、今実際に進められているプルサーマルはフランスで再処理をされたものでありますし、なかなかイギリスの方のプルトニウムというのは、いろんなイギリス国内の状況もあり、直ちにちょっと消費が進むような状態にはありませんけれども、課題として1つ大きな課題であるというふうな認識はありますので、このイギリスのプルトニウムについても、将来的にはやはりプルトニウムは減らしていくという大きな方針があるわけですから、そうした方針の中でイギリスについても課題としてしっかり認識をして、今後対応を検討していかないといけないだろうというふうに考えております。

(岡委員長) 最初は効果があるかもしれないけれども、長期的には少しずつ削減していくというのは、経産大臣もおっしゃったようですので、全体はそういう方向に向いているのだということだと思っておりますけれども、実際は、原燃さんの中で細かくプルトニウムのたまる可能性があるところをよく見ていかないといけないと思っています。これも申し上げたとおり、実際ごらんになるのはエネ庁さんですので、そこのところはよろしくお願ひしたいなということでございますが、ありがとうございます。

先生、何かございますか。どうぞ。

(佐野委員) 1点だけ。先ほど岡委員長の方からもありましたけれども、各社が自分の持っているプルを燃やしていくというのは、コマーシャル上も当然ですが、日本全体として見ると偏りがあるわけで、そこを見ているのはやはりエネ庁だと思うのです。ですから、エネ庁に是非そのあたりのコーディネーションをお願いして、なるべく日本全体のプルをプルサーマルで使用するような方向についてイニシアチブをとっていただきたいと思います。

(岡委員長) ありがとうございます。

そのほか、ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、どうもありがとうございます。

それでは、次の議題の前に一言申し上げないといけない。今のあれを踏まえて原子力委員会としては、プルトニウム利用に関する考え方のアップデート作業をしていきたいと思っております。

議題1は以上です。

議題2については、資源エネルギー庁から説明をお願いします。

(林参事官) これで議題1は終わりになりますので、文科省と外務省の方は席を外していただいて結構でございます。

エネ庁の方は引き続きということになりますが、議題2は使用済燃料再処理機構の使用済燃料再処理等実施中期計画の変更についてでございます。

これにつきましては、平成28年10月に経産大臣から意見を求められて、この委員会としての見解を示しているところでございます。今回、計画の変更があり、改めて委員会の意見を求められているということで、本日は資源エネルギー庁核燃料サイクル産業課の覚道課長からこれについて御説明を頂きたいと思ひます。よろしくお願ひします。

(覚道課長) それでは、資料2に基づきまして簡単に御説明をさせていただきます。

1つ目の議題で御説明いたしましたように、再処理等抛出金法及び国会における附帯決議

に基づきまして、使用済燃料再処理機構の実施中期計画につきましては原子力委員会の御意見をお聞きし、斟酌をして大臣が認可をするということになっているところでございます。

今般、一昨年認可をした現行の計画につきまして、昨年の12月の日本原燃の竣工時期、六ヶ所の再処理工場及びMOX工場の竣工時期の延期に伴いまして、実施中期計画の内容の変更がございましたので、改めまして委員会の御意見をお聞きするというものでございます。具体的な変更箇所、細かな修辭的なところは除きまして、実質的な変更箇所を御説明いたします。

まず、1ページ目の1の再処理に関係するところですが、そのパラグラフの真ん中あたりに「日本原燃は2021年度上期の竣工を目指して」というふうに書いてございますけれども、今の現行の計画では「2018年度上期」となっていたところでございますけれども、先ほどの竣工時期の延期を受けまして、ここを「2021年度上期」というふうに変更させていただくというのが1点目でございます。

それから、同様に再処理関連加工、これ具体的にはMOX燃料加工ですが、これが「2022年度上期」というふうに書かれておりますけれども、今現行のものが「2019年度上期」となっていたところ、「2022年度上期」というふうにさせていただくということでございます。

それから、もう一点、3ポツのところその他再処理等の実施に関するところの一番最後のところで「原子炉等規制法に基づき日本原燃が作成し、公表する廃止措置実施方針を踏まえ」というふうに書かれてございますけれども、この部分について今申し上げた部分を加筆させていただいております。これ具体的には、昨年の原子炉等規制法の改正に伴いまして、廃止措置の実施方針というのは、原子力の事業者は実際の廃止を決めてから廃止の計画を認可するという実際の廃止のプロセスに入る前に、まず、事業を実施する前の段階から廃止措置実施方針というのをつくるということが新たに原子炉等規制法の改正でそういうことになったということ踏まえまして、この廃止措置に関するところに今申し上げた文言を追記したというものでございます。

修正点といいますか、改正点は以上の3点でございます。

(岡委員長) ありがとうございます。

それでは、質疑を行います。佐野委員からお願いします。

(佐野委員) 御説明ありがとうございます。

事務局に確認ですが、これは経産大臣から岡委員長の方に意見を求めている紙です

よね。これについて今日コメントなり質問なりがあるのでしょうかけれども、何か別途、紙で経産大臣の方に返すのですか。

(林参事官) 前回は見解という形でこれに対する意見を述べているので、今回もこれに対しての見解ということで意見を述べていくと。諮問ですと答申という形になるのですけれども、これは附帯決議に基づくものなので、そういった形式まで定められていないものですから、そういう見解という形でやろうと思っています。

(佐野委員) それは別途、定例会でやるのですか。

(林参事官) 時間が整い次第、予定を入れて定例会でやるというふうに考えています。

(佐野委員) とりあえず今回は、とりあえずの質問なりコメントになりますか。

(林参事官) そういうことでございます。

(佐野委員) それで、とりあえずのコメントですが、利用目的のないプルトニウムは保持しないというのが繰り返し原則として書かれているわけですが、先ほど岡委員長の方からもあったようにこれをアップデートするということになると思うので、どういう文言になるかは別にして、もし新しいガイドラインの出るのが先であれば、それを含めることになると思います。

あと、内容的には、私はこれで結構だと思います。

(岡委員長) 中西先生、いかがでしょうか。

(中西委員) 御説明ありがとうございました。

内容的には特に質問はないのですけれども、やはり日本原燃の技術的サポートというのはどういうふうにお考えになっているか伺いたい。

(覚道課長) 日本原燃に対しましては、先ほど申しましたけれども、昨年8月の雨水の流入等を受けて、安全管理体制についてずっとこの半年間、実際の現場のいろんな設備の総点検も含めて取組を進めてきております。ちょうど議題も発表されておりますけれども、明日の原子力規制委員会の方でその取組状況を日本原燃の方から規制委員会の方に御説明をします。あわせて御了承があれば、その間、安全審査が中断をしているという状況だったものですが、安全審査についても再開をしていただきたいというお話も原燃の方からしていくことになるのだろうというふうに思います。

この間、いろんな技術的な意味あるいは安全管理等々について電力業界からしっかりとサポートをするということで、実際に現場の管理職に当たるような人材も電力の方から相当新たに出向等の形で人材的に補強していただいておりますので、やっぱり具体的に実際の竣工

に向けて日本原燃がしっかりと取組を進めていく上では、やはり経済産業省がしっかりとやってくれというの、これももちろん重要ではありますが、やはり具体的な中身がよくわかった人材がその補強をされて、原燃全体としてのパフォーマンスが上がっていくということが重要だと思いますので、そういう意味では、電力からのサポートというのは非常に重要で意味があるというふうに思っております。

(中西委員) 安全は物すごく一番大切なことなのですが、実際の技術ですね。うまく処理できるかどうか、あと、MOX加工ができるかどうか、そういう技術はもう大体見込みが立っているのでしょうか。

(覚道課長) 以前、2006年ですか、アクティブ試験というところまで行っていて、実際に再処理も行って、それが実際に今、国内のプルトニウムの保有量の一部になっているわけですが、その際は最終的に廃液をガラス固化するプロセスのところちょっと技術的な課題があつて、なかなかうまくいかなかったところがありましたが、そこは技術的にも克服をされたということで、その意味で言うと、再処理をして、プルトニウムを抽出して廃液をガラス固化する、そして、そのMOX加工の部分も含めて技術的な課題の部分というのは、基本的にはもう克服をされているだろうというふうに認識をしております。むしろしっかりと安全最優先で新規制基準にも適合して、実際に工場を竣工させるということが一番重要だろうと思っております。

ただ、もちろん実際に動かし始める前にはまた使用前検査というのやって、しっかりと安全に稼働できるような状態に持っていくということが重要だろうというふうに思っています。

(中西委員) ありがとうございます。

(岡委員長) 私は質問ではないのですが、意見を求めていますけれども、こういうのを利用して、よくエネ庁さんの方と意見を交換させていただいてやるのが非常に重要だと思っております。実際は先ほどお答えいただいた中のいろんなこととか、質問したこととかあつて、イギリスのプルについてもやはり私としては長期的には考えないといけないと思っておりますので、そのあたりも含めて質問するといいますか、御意見を交換すると。

電事連さんというのは9社の電力会社の集合体ですので、なかなか意見を言っても、全体をまとめるのに時間がかかると理解しています。私どもはちゃんと意見を言うということも非常に必要だと思っておりますので、今後もよく情報交換をさせていただきながら進められればと思っております。よろしく申し上げます。

先生方、ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、どうもありがとうございました。

それでは、議題3、お願いいたします。

(林参事官) 議題3につきましては、次回の会議予定でございます。

次回、第14回原子力委員会の開催につきましては、7月11日水曜日になりますが、13時半から15時半、中央合同庁舎8号館、この庁舎の5階共用C会議室になります。

議題といたしましては、1つ目が日本原子力研究開発機構新型転換炉の施設、原子炉設置変更許可についての諮問を原子力規制庁から説明いただくと。加えて2つ目としましては、産業界及び日本原子力研究機構との連携による今3つのプラットフォームというものが立ち上がっておりますけれども、そのプラットフォームの状況についてということで報告を頂く予定にしております。また、ほかの議題が追加になる可能性もあります。その場合は、後日、原子力委員会のホームページ等を開催案内をもってお知らせをいたします。

(岡委員長) ありがとうございます。

そのほか、委員から御発言ございますでしょうか。

それでは、発言がないようですので、これで委員会を終わります。ありがとうございました。